

建設発生土受入事業の料金回収不能について

港湾局では、建設発生土の投入料金で、受入業務、埋立・地盤改良工事等の費用を賄う建設発生土受入事業により、南本牧ふ頭の埋立を行っています。

この度、しゅんせつ土砂を投入したあおみ建設株式会社が会社更生法の適用を受け、投入料金の回収が一部を除き不能となりましたので、ご報告いたします。

1 あおみ建設株式会社が投入したしゅんせつ土砂について

- (1) 発注者 国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所
- (2) 工事名 平成 20 年度東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)しゅんせつ工事
- (3) 投入期間 平成 20 年 12 月 1 日～21 年 2 月 18 日
- (4) 投入土量 106,883m³
- (5) 投入料金 161,607,096 円

2 あおみ建設株式会社の会社更生法に基づく手続きについて

- (1) 申立日 平成 21 年 2 月 19 日
- (2) 認可日 平成 21 年 9 月 30 日
- (3) 更生債権額 16,160,710 円

3 回収不能額

145,446,386 円

4 今後の対応について

南本牧ふ頭では、引き続き建設発生土を活用しながら、必要な用地造成を行ってまいります。今後このような事態が生じないよう対策を講じるとともに、事業費の縮減や収入の確保に努め、事業の収支均衡を図ってまいります。